

企画競争説明書

業務名称：2025-2027 年度課題別研修「カイゼンを通じた保健医療サービスの質向上」に係る研修委託契約（企画競争）

調達管理番号：25c00024000000

- 第 1 競争の手順
- 第 2 業務仕様書
- 第 3 プロポーザル作成要領
- 第 4 見積書作成及び支払について
- 第 5 契約書（案）
- 別添 様式集

2025 年 3 月 5 日
独立行政法人 国際協力機構
東京センター

第1 競争の手順

本件に係る公示に基づく企画競争については、この企画競争説明書によるものとします。

1. 公示

公示日 2025年3月5日

調達管理番号 25c00024000000

2. 契約担当役

独立行政法人国際協力機構 東京センター 契約担当役 所長

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：2025-2027年度課題別研修「カイゼンを通じた保健医療サービスの質向上」に係る研修委託契約（企画競争）

(2) 業務内容：「第2 業務仕様書」のとおり

(3) 契約書（案）：「第5 契約書（案）」のとおり

(4) 契約履行期間（予定）：

2025年度（第1年次）：2025年5月下旬から2025年10月下旬まで

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

2026年度（第2年次）：受託者と調整の上で決定

2027年度（第3年次）：受託者と調整の上で決定

本件競争は、2025年度、2026年度、2027年度を対象に実施する研修を対象に行いません。2026年度、2027年度の実施時期は未定です。契約は、年度毎に分割して締結します。

4. 担当部署等

(1) 書類等の提出先

手続き窓口、各種照会等及び書類等の提出先は以下のとおりです。

なお、本項以降も必要な場合にはこちらが連絡先となります。

【住所】〒151-0066

東京都渋谷区西原 2-49-5 独立行政法人国際協力機構

東京センター 人間開発・計画調整課

【電話番号】03-3485-7469

【メールアドレス】ticthdop@jica.go.jp

※当機構からのメールを受信できるよう、当機構のドメイン（jica.go.jp）またはメールアドレスを受信できるように設定してください。メールを送付後、受信完了の連絡が無い場合は上記電話番号までお問合せください。

(2) 書類等の提出方法

- 1) 予め機構が設定した締切日時までに必要となる書類の提出、授受はメールで行います。

なお、当機構のメールシステムのセキュリティ設定上、zip形式のファイルが添付されたメールは受信不可となりますので、他の形式でお送りください。これにより難しい場合は、上記(1)の連絡先までお問い合わせください。

2) 書類等への押印省略

機密保持誓約書、競争参加資格確認申請書、資本関係又は人的関係に関する申告書、共同企業体結成届、下見積書、プロポーザル、委任状及び入札書等の提出書類については、全て代表者印等の押印を原則とします。ただし、押印が困難な場合は、各書類送付時のメール本文に、社内責任者の役職・氏名とともに、押印が困難な旨を記載し、社内責任者より(もしくは社内責任者に cc を入れて)メールを送信いただくことで押印に代えることができます。

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となること、契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日。ただし、競争参加資格確認を事前に行う場合は資格確認申請書の提出締切日。以下同じ。)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

- ② 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま
す。

1) 全省庁統一資格

令和04・05・06年度もしくは令和07・08・09年度のいずれかの全
省庁統一資格で「物品の製造」「物品の販売」「役務の提供等」「物品の買受
け」の資格を有すること。(等級は問わない)

2) 日本国登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) その他の要件

- 1) 2025年度案件を第1回目として受託し、2027年度まで計3回、同一案件を受
託可能であること。なお、2025年度案件を受託した者とは、業務実施状況に
特段の問題がない限り、2027年度案件まで継続契約を行う予定です。(ただ
し、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く)。ま
た、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行ったうえで締結
します。

6. 共同企業体、再委託について

(1) 共同企業体：

共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体を構成する社、又は代表者
及び構成員全員が、上記5(1)(2)(3)の競争参加資格を満たす必要があ
ります。共同企業体を結成する場合は、「共同企業体結成届」(様式はありません)
を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届への代表者印及び構
成員のすべての社の社印は省略可とします。

(2) 再委託：

- 1) 再委託は原則禁止となりますが、印刷・製本、資料整理、翻訳・通訳、会場
借上等の本業務に付随する軽微な業務を再委託することは可能です。
一部業務の再委託を希望する場合はプロポーザルにその再委託予定業務、再
委託企業名等を記述してください。
- 2) 再委託の対象となる業務は、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的
な業務に限ります。
- 3) 当機構が、再委託された業務について再委託先と直接契約を締結することや
再委託先からの請求の受理あるいは再委託先へ直接の支払いを行うことはあ

りません。

4) なお、契約締結後でも、当機構から承諾を得た場合には再委託が可能です。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問方法

業務仕様書の内容等、この企画競争説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面により提出してください。

1) 提出期限：2025年3月17日(月) 正午まで

2) 提出先：「4. (1) 書類等の提出先」参照

3) 提出方法：電子メール

メールタイトルは以下のとおりとしてください。

【企画競争説明書への質問(社名●●)】調達管理番号 25c00024000000 : 「カイゼンを通じた保健医療サービスの質向上」業務委託

当機構より電子メールを受信した旨の返信メールをお送りします。

4) 質問書様式：「質問書」(様式集参照)に記入

(2) 質問への回答

上記(1)の質問書への回答は、次のとおり閲覧に供します。

・2025年3月24日(月)正午以降、以下のサイト上に掲示します。

・なお、質問がなかった場合には掲載を省略します。

国際協力機構ホームページ (<https://www.jica.go.jp>)

→「調達情報」(<https://www.jica.go.jp/announce/index.html>)

→「公告・公示情報」

→「各国内拠点における公告・公示情報」

→「JICA 東京」

<https://www.jica.go.jp/about/announce/domestic/kenshu2024.html#tokyo>

(3) 留意事項

1) 公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は原則としてお断りしていただきますのでご了承ください。

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は、質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。

見積金額は、回答による変更を反映したものとして取り扱います。

8. プロポーザル・見積書の提出等

(1) 提出期限：2025年4月2日(水) 正午まで

(2) 提出場所：「4. (1) 書類等の提出先」参照

(3) 提出方法：電子メール(それぞれ別のメールで提出下さい)

(4) 提出書類：

1) プロポーザル(提出部数：正1部)

「第3 プロポーザル作成要領」を参照してください。

2) 見積書(概算)(提出部数：正1部)

- ① 本時点での見積書は任意様式とします。積算にあたっては、「第4 見積書作成及び支払について」を参照願います。
- ② 3年分の総額（「第4章見積作成及び支払いについて」に従い概算）、及び初年度の見積額（概算）・支出項目内訳を提示してください。
- ③ 見積書作成にあたっては、最新版（2024年度）の「研修委託契約ガイドライン（https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html）を参照願います。

(5) その他

- 1) 一旦提出されたプロポーザル等の応募書類は、差し替え、変更又は取り消しできません。
- 2) プロポーザル及び見積書等の作成、提出に係る費用については報酬を支払いません。
- 3) 提出書類は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。
- 4) 採用の有無を問わず、プロポーザル等については返却しません。不採用となったプロポーザル及び見積書については、提出者の要望があれば、(正)のみ返却しますので、プロポーザル評価結果通知の日から7営業日以内に上記4.(1)窓口までご連絡願います。要望がない場合には、機構が適切な方法で処分（シュレッダー処理等）します。なお、受託者となった者以外のプロポーザル等にて提案された計画、手法は無断で使用しません。
- 5) プロポーザル等に含まれる個人情報等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」に従い、適切に管理し取り扱います。
- 6) 閲覧資料の送付依頼について
過去の研修の資料（2024年度研修日程表、2024年度業務完了報告書）の閲覧を希望する場合には、電子メール（宛先：ticthdop@jica.go.jp）まで連絡してください。

9. プロポーザルの評価及び契約交渉順位の決定方法

(1) 評価項目・評価配点・評価基準

「第3 プロポーザル作成要領」参照

(2) 評価方法

「第3 プロポーザル作成要領」参照。

(3) 契約交渉順位の決定方法

プロポーザルの評価点が最も高い者を交渉順位1位とします。なお、評価点が同じ者が2者以上あるときは、抽選により交渉順位を決定します。

10. プロポーザルの評価結果の通知

- (1) プロポーザルは、当機構において審査し、プロポーザルを提出した全者に対して、その結果を文書にて通知します。2025年4月18日（金）までに結果が通知されない場合は、「4.（1）書類等の提出先」にお問い合わせください。
- (2) 選定結果は、当機構ウェブサイト上で公表します。
- (3) プロポーザル評価の結果、契約交渉の相手先として選定されなかった者は、その理由について書面（様式は任意）により説明を求めることができます。詳細は、「16. その他（1）」をご参照ください。

11. 契約交渉

- (1) プロポーザル評価結果に基づき契約交渉順位1位の者から契約交渉を行います。
- (2) 契約交渉に当たっては、当方が提示している業務仕様書及び提案いただいた内容に基づき、最終的な委託業務内容を協議します。
- (3) また、当機構として契約金額（単価）の妥当性を確認するため、見積書金額の詳細内訳や具体的な根拠資料を提出いただき、各業務に係る経費を精査します。
- (4) 契約交渉において、見積書及び最終的な委託業務内容に基づき、契約金額の交渉を行います。契約金額（又は最終的な委託業務内容）について合意できない場合、契約交渉を終了します。

12. 最終見積書の提出、契約書作成及び締結

- (1) 「11. 契約交渉」により合意に至った者は、速やかに合意された金額の最終見積書（JICAが指定する見積書様式）を提出するものとします。
- (2) 「第5 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結します。契約保証金は免除します。
- (3) 契約条件、条文については、「第5 契約書（案）」を参照してください。

13. 競争・契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

（1）一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ① 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めてい

ること

3) 公表する情報

- ① 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- ② 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- ④ 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式で必要な情報を提供いただきます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節に規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

14. 誓約事項

プロポーザルの提出をもって、競争参加者は、以下の事項について誓約したものとします。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- 1) 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- 2) 役員等が暴力団でなくなった日から5年を経過しないものである。
- 3) 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- 4) 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- 5) 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 6) 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- 7) 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- 8) その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- 1) 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- 2) 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- 3) 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- 4) 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

15. その他

競争参加資格がないと認められた者、プロポーザルの評価の結果契約交渉の相手先として選定されなかった者については、その理由についてそれぞれの通知から7営業日以内に説明を求めることができますので、ご要望があれば「4.

（1）書類等の提出先」までご連絡願います。日程を調整のうえ、面談（若しくはオンライン）で説明します。

第2 業務仕様書

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下、「委託者」という。）が実施する2025-2027年度課題別研修「カイゼンを通じた保健医療サービスの質向上」に関する業務の内容を示すものです。本件受託者は、この業務仕様書に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本業務仕様書の第2-1「業務の内容・目的に関する事項」、第2-2「研修委託上の条件」に関しては、本業務仕様書の内容に基づき、応募者がその一部を補足又は改善したプロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

第2-1 業務の内容・目的に関する事項

1. 研修コース名

課題別研修「カイゼンを通じた保健医療サービスの質向上」

2. 2025年度研修期間（予定）

全体受入期間：2025年7月17日（木）～2025年8月16日（土）

技術研修期間：2025年7月18日（金）～2025年8月15日（金）

（2026年度以降の実施時期は今後調整する）

3. 研修の背景・目的

持続可能な開発目標（SDGs）では、「目標3：すべての人に健康と福祉を」の中で、「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）と質の高い保健医療へのアクセス」の達成を掲げ、世界のすべての人に平等に健康をもたらすことを目指している。UHCの実現は、効率的な保健財政とサービス提供の相乗効果が重要とされている。“誰ひとり取り残さない”医療体制を持続させるためには、医療制度全体を作り上げていく保健システムの強化が不可欠である。保健システムは、WHOによる6ブロックモデル（①サービス強化、②保健人材、③情報、④医薬品・ワクチン・テクノロジー、⑤保健財政、⑥リーダーシップ&ガバナンス）で構成されている。日本の製造業から発展した品質管理手法である5S、カイゼン、TQM（Total Quality Management）は、保健システムにおける①サービス強化を達成するための有効な手段の一つである。開発途上国における医療現場の中には、医療機器の交換・消耗部品の不足により正常に稼働していない、期限切れの医薬品が放置されているなど、物品や情報が適切に管理されていない状況が確認されている。その結果、望むべく保健医療サービスが提供できておらず、結果として、妊産婦死亡や新生児死亡を増加させる要因の一つとなっている。

本研修では、医療サービスの改善に関わる病院関係者や行政官を対象として、我が国のカイゼンに関する実践事例を紹介するとともに、これまでの各国におけ

る取組みから得た成果や教訓を学びあう場を提供することで、医療サービスの質改善にあたり必要となる知識・課題分析能力・リーダーシップの強化を図り、各国における病院内のサービスの質改善に向けた体制づくりや実行計画が策定、実施されることで、研修員の所属先病院の保健医療サービスの質が向上する。

4. 案件目標（アウトカム）

医療サービスの改善の際必要となる知識・課題分析能力・リーダーシップの強化が行われ継続的な病院内のサービスの質改善活動（カイゼン）を行う実行計画を所属先で実施するための能力が向上する。

5. 単元目標（アウトプット）

- (1) 自国及び他国の保健サービスの質改善に関する政策の好事例を確認し、参加者が所属もしくは監督する病院のサービスの質に関する課題を整理する。
- (2) カイゼン手法を理解する。
- (3) 保健医療サービスの質向上ならびに病院経営におけるカイゼンの活用について理解を深める。
- (4) 継続的な病院内のサービスの質改善活動を行う体制づくりに向け、実行計画を策定する。

※各病院の進捗状況に応じ、「パイロット病棟におけるカイゼン活動の実施」が実行計画となることも想定される。

6. 研修構成・内容

	単元目標	想定される研修項目
1	自国及び他国の保健サービスの質改善に関する政策の好事例を確認し、参加者が所属もしくは監督する病院のサービスの質に関する課題を整理する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自国の課題分析（インセプションレポート作成） ・ 研修員間の現状の共有（サービスの質確保に関する政策、5S-KAIZEN-TQM 推進体制） ・ さまざまな保健サービスの改善手法の紹介 ・ 日本の保健医療政策に関する講義（保健財政、診療報酬の仕組み、サービス提供体制、公立病院の経営立て直しに関する事例、病院運営審議会等市民の声を反映させる仕組み等） ・ 医療機能評価機構による講義（病院機能評価、認定制度、医療の質の指標） ・ 研修員によるフリートークセッション
2	カイゼン手法を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5S-KAIZEN-TQM による保健医療サービスの質の向上（歴史、コンセプト、現在の実施状況）

		<ul style="list-style-type: none"> ・カイゼンを進めるためのトヨタ流マネジメント(QCサークル/Quality Management Team, Work Improvement Teamの立ち上げ方及び役割、機能させるための巡回指導、機能しない場合の効果的な助言、我が国のカイゼン大会の事例紹介等) ・5Sの導入方法(5Sツールの紹介、導入演習、導入に関するモデルスケジュール) ・開発途上国における、5Sによる保健医療サービスの改善例 ・カイゼンの7つのステップ(テーマの設定、現状分析、要因分析、対策立案、対策実施、効果の確認、標準化)、※データをもとに実際に分析及び計画立案を行う。 ・カイゼンツールの理解(マトリックス図、パレート図、フィッシュボーン図等) ・「標準化」としての業務の見える化:クリニカルパス、標準看護手順、退院計画の策定と患者への共有など
3	保健医療サービスの質向上ならびに病院経営におけるカイゼンの活用について理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の病院によるカイゼン事例(患者安全、感染制御、経費削減等) ・カイゼンを進める仕組み(院内カイゼン大会等)の紹介 ・カイゼンテーマとして多く取り上げられる患者安全に関する講義(世界的潮流、医療事故報告制度の構築、危険予知トレーニングなど) ・研修員による、所属病院におけるカイゼン事例共有
4	継続的な病院内のサービスの質改善活動を行う体制づくりに向け、実行計画を策定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・信頼される組織となるための病院の課題分析、病院に対するコミュニティの期待に関する議論 ・実行計画の策定/改訂

7. 研修使用言語：英語

8. 研修員

- (1) 定員：21名(応募状況や選考結果により数名の増減可能性あり)
- (2) 研修割当対象国(予定人数)：19か国(原則各国1名)

フィジー、エジプト、チュニジア、エチオピア（2名参加予定）、ガーナ、ウガンダ、タンザニア、ザンビア、ジンバブエ、ブルンジ、マダガスカル、セネガル（2名参加予定）、スリランカ、シエラレオネ、ジブチ、コートジボワール、マーシャル、ヨルダン、マラウイ

(3) 研修対象組織：

- 1) 病院：カイゼン手法を導入済みか導入中の病院や、課題を特定し状況改善のための活動を継続的に行っている病院、帰国研修員が所属している病院を優先する
- 2) 保健省：中央・州レベルでカイゼンを実施中・計画中であり保健サービスの質マネジメントを担当している部局

(4) 研修対象者：

下記1)、2)、3)のいずれか、かつ4)および5)を満たす者。

- 1) カイゼン手法を導入しているもしくは計画している病院において病院長や、病院全体の医療の質改善のための活動に参加している者
- 2) 病棟の管理者や、病棟内の作業改善のための活動に参加している者
- 3) 中央・州レベルでカイゼンを導入もしくは計画しており、保健サービスの質マネジメントを担当している者
- 4) 十分な英語の理解力及び会話力を有する者
- 5) 心身共に健康で支障なく研修生活を送ることができる者

※医師の参加を推奨

9. 研修方法

- (1) 講義：テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるべく実施する。
- (2) 演習・実験/実習：講義との関連性を重視し、これらを通して講義で学んだ内容を研修員が確認するとともに応用力を養うことができること、加えて帰国後の実務により役立つことを狙いとして実施する。
- (3) 見学・研修旅行：講義で得た知見をもとに関係者との意見交換を通じて、事業実施において実践可能な知識・技術を研修員が習得できるように努める。研究機関だけでなく民間企業等への訪問も含め、研修員がより適応範囲の広い技術を習得することを狙いとして実施する。
- (4) レポート作成・発表：各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、あわせて帰国後の問題解決能力を高めることを狙いとして各レポートの作成・発表をさせる。

※当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ

(通訳)、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行います。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します(委任契約)。

10. 業務内容及び研修プログラム作成上の留意点

(1) GI(案)(英文)の作成への助言

発注者が作成する、在外事務所を通じて相手国政府に送付するGI案(英文)に対し、助言を行う。

(2) 研修参加者決定にかかる助言

JICAは応募書類に基づき、研修候補者の受入可否を検討し、研修参加者を決定する。受注者はその研修候補者の選考にあたり、JICAに助言を行う。

(3) 事前学習およびインセプションレポートの作成

受注者は、本邦研修期間中の学びをより質の高いものとするため、JICA-Net Libraryの関連ビデオの視聴や参考資料の読解等を通して、研修員が事前に5S-KAIZEN-TQM手法に関する基礎知識の習得/復習を行えるようにする。また、インセプションレポートに関して、フォーマットの作成、助言等を行う。

(4) 過年度研修員との学び合い(共創)の促進

本研修は、アジア・アフリカ知識共創プログラム(Asia-Africa Knowledge Creation Program: AAKCP)「きれいな病院」の投入要素として実施されたプロジェクトである「5S-KAIZEN-TQMによる保健医療サービスの改善(2009-2012)」、その後継案件である「5S-KAIZEN-TQMによる保健医療サービスの質向上(2013-2015)」、「カイゼンを通じた保健医療サービスの質向上(2016-2024)」の流れを引き継ぐものであり、本コースに参加した過年度研修員は200名を超える。受注者は、過年度研修員の経験共有の場としてウェブフォーラムを開催する等、共創の促進に資する活動を研修プログラムに組み入れること。(なお、過年度研修員の連絡先情報については発注者側で取り纏めを行う。)

(5) 技術研修以外に当機構が実施する以下の内容も日程案に含める。

1) ブリーフィング(滞在諸手続き): 0.5日間(来日翌営業日の午前)

受入時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、来日翌日に実施する。

2) プログラムオリエンテーション(研修概要説明): 1時間(来日翌営業日の午後)

当該研修の関係者紹介、全体日程や案件目標・単元目標を含むカリキュラム及び構成に係る説明、その他研修実施に必要な事項について研修員に説明する。受託者は、機構と共にプログラムオリエンテーションを実施する。

3) 評価会、閉講式: 2時間(離日前日)

11. 研修時間

標準研修時間は原則午前 10 時 00 分から午後 4 時 30 分までの 5 時間（休憩 1 時間 30 分）を想定する。また午前、午後各 1 コマずつの講義配置を原則とする。ただし移動時間や研修講師等の都合もしくは JICA 東京の承認がある場合はこの限りではない。また、土・日、祝日は休日とするが、研修旅行や移動日等にあてることも可能。

1 2. 研修の評価

研修受託機関は研修実施状況及び以下の実施ツールを総合的に分析し、評価結果につき業務完了報告書に取りまとめる。

(1) 質問票(Questionnaire)

研修員が回答したものを研修監理員が集計する。技術研修最終日に実施する評価会では質問票の集計結果を使用し、本研修の評価を関係者間（研修員及び研修受託機関、JICA）で行う。

(2) 成果物評価

参加研修員が作成したファイナルレポート、最終総括及び評価会での報告・発言内容等の確認を行い、目標達成度を評価する。なお、評価会を実施の際は議事録を受注者にて作成する。

(3) 案件目標達成に向けた指標の設定

受託者は、第 2-1 の 5 に記載の単元目標に紐づく活動の達成指標について、プロポーザルにて提案を行い、JICA と協議した上、研修委託契約書付属書 I 「業務実施要領」別紙「研修実施計画書」に記載する。また、研修期間中の振り返り、質疑応答、小テスト（理解度テスト）や実技などを実施し、達成状況のモニタリング・評価を適宜行う。

第 2 - 2 研修委託上の条件

1. 研修施設

研修に係る施設は、JICA 東京の施設や設備、機材を使用することができる。この場合、研修受託機関は JICA 東京の指示に従って使用することとする。

2. 契約履行期間（予定）

2025 年度（第 1 年次）：2025 年 5 月下旬から 2025 年 10 月下旬まで
（この期間には、事前準備・事後整理期間を含む）

2026 年度（第 2 年次）：受託者と調整の上で決定（来日研修を想定）

2027 年度（第 3 年次）：受託者と調整の上で決定（来日研修を想定）

本件競争は 2025 年度、2026 年度、2027 年度を対象に実施する研修を対象に行うが、契約は年度毎に分割して締結する。

3. 委託契約業務の内容

（1）研修運営全般に関する事項

① 研修日程調整及び日程案の作成

JICA 東京が提示する案件目標及び単元目標を達成するための研修カリキュラムの企画・検討を行い、これに必要な講義、見学先等を選定し、日程（案）を作成する。日程（案）について、JICA 東京担当者と打合せのうえ、具体的な講義（実習）名、研修内容、講師名、研修場所、見学先等を含む最終的な日程及び研修カリキュラムを確定する。なお、移動手配結果を含めた詳細日程は JICA が指定する「研修詳細計画書」（様式集参照）にて別途作成する。

② 研修実施に必要な経費の見積もり及び経費処理

各講師や見学先からのアポイントを取り付けるとともに、必要な経費について確認し、研修経費見積書を作成・提出する。

③ JICA 東京その他関係機関及び研修員との連絡・調整

研修計画の策定及び実施等にあたっては、JICA 東京と適時に連絡・調整を行い、進捗状況については適宜報告する。変更（軽微なものは除く）や未定事項の決定時には事前に協議する。

④ 研修監理員との連絡・調整

本研修では、日本語-英語の研修監理員（通訳）を JICA 東京が配置する。研修受託機関は研修日程に基づき、研修場所や開始時間等について研修監理員と調整・確認を行う。研修監理員の配置人数は 1 名を想定。

⑤ プログラムオリエンテーションの実施

研修開始時に、詳細日程や案件目標・単元目標を含むカリキュラムの具体的な構成、その他研修実施に必要な事項を研修員に説明する。

⑥ 研修の運営管理とモニタリング

研修実施にあたっては、研修員に対して、単元目標をふまえた各講義の意図、講師の略歴、全体の流れ等を十分に伝えるとともに、研修員のニーズ、途上国の状況についての講師への情報提供を随時行い、研修内容の理解の向上に努める。必要に応じ講義、見学に同行し研修実施状況をモニタリングする。

⑦ 研修員の技術レベルの把握

アプリケーションフォームからの情報抽出、個別面接や日常観察等を通じて、研修員の技術レベル等を把握するとともに、適宜研修の運営管理へフィードバックする。なお、提出されたインセプションレポートの内容に不備がある場合は、研修員へ適切に指導する。

⑧ 各種発表会の実施（プロポーザルに含める場合）、討議の先導

研修員作成のレポート発表会における実施準備や進行管理、研修員間の討議の先導を行う。

⑨ 研修員からの技術的質問への回答

研修員からの技術的質問に対して、講義や見学先の説明等も踏まえて適宜回答する。

⑩ 質問票の配布、回収及び集計補佐

研修監理員が JICA 指定の質問票様式を研修員に配布・回収し、評価会前に集計を行う際の補佐を行う。

⑪ 評価会への出席及び実施補佐

研修終了時に研修の成果確認、改善点の抽出等を目的として行われる評価会に出席し、実施の補佐を行う。

⑫ 閉講式への出席及び実施補佐

閉講式に出席し、実施の補佐を行う。

⑬ 最終総括の実施

研修で学んだことの振り返り、まとめを行う。

(2) 講義（演習・討議等）の実施に関する事項

① 講師の選定・確保

研修の講師に対するアポイントの確定、研修場所の連絡等を行う。なお、その際、全体プログラムにおける当該講義の位置付けや留意点を講師に十分説明し、他の講義との重複を避けるよう調整を図る。

② 講師への講義依頼文書の発出

必要に応じ、講師本人又は講師所属先に講義依頼文書を発出する。

③ 講義室及び使用資機材の確認

講義室、及び講師から依頼のあった研修資機材（パソコン、プロジェクター、DVD等）を JICA 東京と調整のうえ、確保、準備する。

④ 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認、教材利用許諾範囲の確認

講師が使用する講義テキスト、配布資料の取り付けを行い、英語翻訳（外注可）

し、印刷製本したものを研修員に配布する。テキスト等の著作権の扱いについては JICA の定める「研修事業における著作権ガイドライン」及び委託者の指示に基づくこととし、必要な処理を行う。

- ⑤ 講義テキスト、参考資料の CD-ROM 化
上記④で著作権処理が適切に行われた講義テキスト、参考資料については CD-ROM に記録し、JICA に一式提出する。
- ⑥ 講義等実施時の講師への対応
講義場所へ講師を案内する等、研修監理員と協議しつつ、適宜対応する。
- ⑦ 講師謝金の支払い
講師に対し、当機構の基準に基づく謝金を、源泉徴収の有無、所得税課税の有無等を確認したうえで支払う。
- ⑧ 講師への旅費及び交通費の支払い
講師に対し、必要に応じ旅費又は交通費を支払う。
- ⑨ 講師（若しくは所属先）への礼状の作成・送付
必要に応じ、講師やその所属先等に礼状を発出する。

（3）視察（研修旅行）の実施に関する事項

- ① 見学先の選定・確保と見学依頼文書又は同行依頼文書の作成・送付
見学先に対するアポイントの確定、場所の連絡等を行う。必要に応じ、見学先への依頼文書、同行者への依頼文書を発出する。
- ② 見学先への引率
見学先に同行する。（必要に応じ補足説明を行う。）
- ③ 研修旅行の手配（研修員、講師と同行者の旅行手配）及び支払い
研修員及び研修監理員の移動及び宿泊に係る手配及び支払いを行う（研修員の当機構国内機関滞在期間中の宿泊費や本邦滞在期間中の日当は除く）。
研修受託機関から同行する場合は、移動及び宿泊に係る手配及び支払い、日当の支払いを行う。
- ④ 見学謝金等の支払い
見学先に対し、必要に応じ JICA の基準に基づく謝金等を支払う。
- ⑤ 見学先への礼状の作成と送付
必要に応じ、礼状を作成・発出する。
- ⑥ 研修旅行中の土日等を利用した日本文化理解プログラムの計画・引率
- ⑦ 先方機関の受入条件と本研修コースのニーズに齟齬が生じないように、受入協力機関への依頼の段階で、情報提供やコミュニケーションを慎重に行う。

（4）事後整理に関する事項

- ① 業務完了報告書（教材の著作権処理報告及び情報廃棄報告含む）と経費精算報告書を作成する（下記 3. 報告書の提出参照）。各報告書は日本語にて作成す

る。

② 資材返却

4. 報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書、業務提出物、及び経費精算報告書を技術研修期間終了後速やか（契約履行期限 10 営業日前まで／若しくは業務実施要領で指定する期日まで）に提出する。業務完了報告書の記載項目は以下のとおりとするが、研修受託機関がその一部を補足又は改善することを妨げるものではない。

(1) 業務完了報告書

【記載事項】

1) 案件の概要

- ① 案件名（和文／英文）
- ② 研修期間
- ③ 研修員人数、国名

2) 研修内容

- ① 研修全体概念図
- ② 単元目標ごとのカリキュラム構成

3) 案件目標（アウトカム）と単元目標（アウトプット）の達成度

- ① 案件目標・指標・達成度・貢献要因／阻害要因
- ② 単元目標・指標・達成度・貢献要因／阻害要因
- ③ 達成度測定結果（上記達成度の判断根拠及びデータ）

4) 研修案件に対する所見

（研修の運営や質の向上の観点から振り返りについて記述。特に工夫した内容や注力した取り組み及びそれらの結果、（継続契約の場合は）過年度からの変更点や新規導入した講義・視察等）

- ① 研修デザイン（研修期間・プログラム構成等）
- ② 研修内容（コンテンツ）（研修プログラム内容・研修教材）
- ③ 研修効果を高める工夫
- ④ 研修対象の選定（割当国、対象機関、研修員）
- ⑤ 研修運営体制
- ⑥ 事前活動・事後活動（ある案件のみ）
- ⑦ その他特記事項

5) 次年度へ向けた改善点及び提案

- ① 評価会における指摘事項
- ② 次年度以降の改善計画（案）
- ③ 次年度 GI に反映させるべき点

(2) 業務提出物

- ① 業務提出物一覧
- ② 研修日程表

- ③ 著作物の利用条件一覧
- ④ 研修教材一式（上記（２）③著作物の利用条件一覧に記載の動画等を含む教材（完成品）全て）
- ⑤ 情報廃棄報告書

（３）業務完了報告書添付資料

- ① 添付資料一覧
- ② 質問票のまとめ（案件目標（アウトカム）と単元目標（アウトプット）の達成度として、質問票による回答結果を活用している場合のみ）
- ③ 研修員アンケート結果（JICAによる質問票以外で、受託者にて独自に実施したものがあれば）、研修員個々の評価、研修員レポート等

（４）経費精算報告書

以下（１）に掲載されている経費様式をご使用ください。

5. その他

本研修委託契約はランプサム契約を予定しています。同契約方式では精算時に証拠書類の提出を求めませんので、受託者は以下の点にご留意ください。

- （１）研修の目標達成に向けた活動や達成状況の確認方法が具体的に記された研修計画案を策定し、プロポーザルに反映させてください。
- （２）上記（１）に対応した適正な見積価格を計上してください。
- （３）業務完了報告書の作成にあたっては、研修計画・契約に基づく確実な業務履行・モニタリング及び目標達成状況が確認できるようにしてください。

6. 参考

- （１）研修委託契約ガイドライン、契約書雛形、様式

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html1

- （２）研修事業における著作権ガイドライン

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/copyright.html>

- （３）研修委託契約におけるランプサム契約に係るガイドライン

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/n_files/lump_sum.pdf

第3 プロポーザル作成要領

プロポーザルを作成するにあたっては、「第2 業務仕様書」及び以下についてプロポーザルに十分に反映いただくことが必要となりますので、その内容をよく確認してください。

1. プロポーザルに記載すべき事項及び評価項目

記載項目・評価項目	分量	様式	配点
■応募機関の経験・能力			
<p>(1) 類似業務の経験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本研修実施に活用可能な、開発途上国を対象とした医療サービスの質向上に係る研修又は同分野の技術協力業務に関する知見及び実務経験。当該業務実施に当たっての組織体制図、担当者名、その他特筆すべき知見・経験・関係機関とのネットワーク等を記載する。 ・国内外における当該分野の研修や指導を実施した過去5年間の実績を具体的に記載する。また、それらの業務経験が当該案件の実施にあたり、どのように有用であるかについても説明する。 <p>* 当機構発注業務に限らず、他団体が発注した類似業務も含める。</p>	4 枚 程 度	不 問	15 点
<p>(2) 業務実施上のバックアップ体制等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該研修コースの受託及び実施にあたり、組織のバックアップ体制を具体的に記載する。 <p>以下の資格・認証を有している場合は、その証明書の写しを提出願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マネジメントに関する資格（ISO9001 等） ・情報セキュリティに関する資格（ISO27001/ISMS 等） ・個人情報保護に関する資格（プライバシーマーク等） ・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定） ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定またはプラチナくるみん認定） ・青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定） 			
■業務の実施方針			

<p>(1)技術面（カリキュラム編成方針・コース運営方針）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の内容を踏まえ、研修目的及び到達目標（単元目標）に沿ったカリキュラムの編成方針（講義・実習のテーマの設定及び組み方、講師選定方針、研修旅行の活用方針等）を具体的に記載する。 各単元目標の達成指標については、測定手法、評価指標についても具体的に記載する。 	8	枚	25
<p>(2)運営面（要員計画・業務分担）</p> <p>当該研修コースの受託及び実施にあたり、業務総括者及び事務管理者などを含めた組織の実施体制及び役割分担を具体的に記載する。特に、業務総括者及び事務管理者らが如何に研修コース全体の質的管理（指導内容の一貫性の担保、進捗状況に合わせた指導内容の修正及び追加の情報提供等）を行う計画かを記載する。提示された業務の基本方針及び方法に見合った実施（管理）体制や要員計画等を具体的に記載する。</p>	8	枚	15
<p>(3)研修日程案</p> <p>上記(1)及び(2)を踏まえ、想定される具体的な日程案について記載する。作成にあたっては別添の研修詳細計画書案を参照。</p>	4	枚	5
<p>■業務総括者の経験・能力</p>			
<p>(1)業務総括者としての経験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務総括者の日本及び途上国等での保健医療分野の専門的知見・能力と研修運営・指導能力について記載する。 ・最近10年の総括経験にプライオリティをおき評価する。業務総括者は研修の目的や研修員の知識・技術レベルに基づいて適切にコース運営できる業務従事者を想定している。 			20
<p>(2)類似業務の経験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該分野における過去に従事した案件・業務ごとに、業務総括者自らが担当した業務・役割を明確に記載する（過去5年以内のもの）。また、それらの業務経験が当該案件の実施にあたり、どのように有用であるかについても説明する。 ・類似業務については実施件数のみならず、保健医療分野における内容・専門性、形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に評価する。特に評価する類似案件としては、保健医療分野（特に保健医療サービスの質向上）に関する各種実務経験とする。 *当機構発注業務に限らず、他団体が実施する類似業務も含める。 	4	枚	10
<p>(3)語学力（英語）</p> <p>語学の資格名、グレード名（又は取得スコア）及び取得年月を記載すると共に、その認定書の写しを添付のこと。認定書の写しがない場合</p>	-	-	3

<p>には当該語学資格を語学評価の対象外とする。</p> <p>* 提出期限日時点で取得後 10 年以上経過した資格は語学評価の対象外とする。</p>			
<p>(4) その他学位、資格等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注業務と関連性の強い学歴(専門性)、資格、業務経験などがあるか。 ・その他、業務に関連する項目があれば評価する。 			2 点

2. プロポーザルの体裁

- (1) プロポーザルの表紙には、業務名、提出年月日、全省庁統一資格業者コード(全省庁統一資格有の場合)、応募機関の名称を記載してください。
- (2) プロポーザルは、A4 版(縦)、原則として 1 行の文字数を 45 字及び 1 ページの行数を 35 行程度とします。
- (3) 提出されたプロポーザルが所定の文字数・枚数を大きく超える場合、所定の様式によらない場合は減点となる場合があります。

3. プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後に提出されたとき。
- (2) 記名がないとき。
- (3) 同一提案者から内容が異なる 2 通以上のプロポーザルが提出されたとき。
- (4) 虚偽の内容が記載されているとき(虚偽の記載をしたプロポーザルの提出者に対して契約競争参加資格停止等の措置を行うことがあります)。
- (5) 前号に掲げるほか、本説明書に違反したとき。

第4 見積書作成及び支払について

・本基準及び単価は、以下 URL の「研修委託契約ガイドライン」一式に基づき設定されており、本件業務では同手引きに基づき実施するものとします。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

- (注1) 講師謝金、原稿謝金等については、見積書提出時に講師氏名、所属先等経費積算に必要な事項が決まっていない場合は「未定」とし格付け等から類推した概算で積み上げることができます。また、交通費についても同様に概算で積み上げをしていただいて構いません。
- (注2) 見積総額を上回る支払い、見積時に計上されていない他費目への流用はできませんのでご注意ください。
- (注3) 開閉講式におけるレセプションは原則として JICA 国内機関が必要と認める場合のみ、JICA 主催で行う（支払いも JICA が行う）こととしますので、会議費の計上は行わないようにしてください。
- (注4) 機構から講義資料等の教材提供はありませんので、教材作成費用も含めて見積を作成下さい。

・見積作成条件

- (1) ランプサム契約に対応した見積とすること。
- (2) 研修員人数は 21 名、研修監理員は 2 名（研修旅行時は 3 名とする）として積算してください。ただし、契約締結時に人数が確定できない場合は、実績に基づき精算することとなります。

・支払条件

- (1) 精算は、業務年次ごとの確定払いとする。
- (2) 研修コース終了後、受託者はランプサム契約（予定）であることに留意して、精算報告書及び業務完了報告書を作成し、JICA に提出する。
なお、案件目標達成に向けた単元目標や、単元目標達成のための活動（研修内容）の関係性や目標達成までの道筋が妥当である前提のもとで、単元目標を達成するための研修プログラムや業務が予定どおり実施されたことを業務完了報告書にて確認した後、業務完了と判断する。

第5 契約書（案）

契約書の構成は、以下の通りです。内容は、契約交渉の過程で協議の上確定しますが、様式は次頁以降を参照してください。

様式1. 研修委託契約書（本体）

様式2. 研修委託契約約款

様式3. 附属書 I 業務実施要領

様式4. 附属書 II 経費内訳書

様式 1. 研修委託契約書（本体）

研修委託契約書

- 1 契約件名 2025 年度課題別研修「カイゼンを通じた保健医療サービスの質向上」に係る委託契約
- 2 契約金額 金 〇,〇〇〇,〇〇〇円
(内消費税及び地方消費税の合計額 〇〇〇,〇〇〇円)
- 3 履行期間 2025 年〇月〇日から 2025 年〇月〇日まで
(ただし、技術研修期間は 2025 年〇月〇日から 2025 年〇月〇日まで)

頭書契約の実施について、独立行政法人国際協力機構東京センター（以下「委託者」という。）と（法人格）団体名（以下「受託者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第 1 条 本契約は、本契約書本体のほか、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 研修委託契約約款（ただし、本契約書本体により変更される部分を除く。）
- (2) 附属書Ⅰ「業務実施要領」
- (3) 附属書Ⅱ「経費内訳書」

（監督職員）

第 2 条 研修委託契約約款第 5 条に定める監督職員は、東京センター人間開発・計画調整課長の職位にある者とする。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、委託者、受託者記名押印の上、各自 1 通を保持する。

2025 年〇〇月〇〇日

委託者

東京都渋谷区西原 2-49-5

独立行政法人国際協力機構

東京センター

契約担当役

所 長 紺屋 健一

受託者

(団体住所)

(団体名)

(代表者役職名) 〇〇 〇〇

様式 1. 研修委託契約書（本体） 【ランプサム版】

研修委託契約書

- 1 契約件名 2025 年度課題別研修「カイゼンを通じた保健医療サービスの質向上」に係る委託契約
- 2 契約金額 金 〇,〇〇〇,〇〇〇円
(内消費税及び地方消費税の合計額 〇〇〇,〇〇〇円)
- 3 履行期間 2025 年〇月〇日から 2025 年〇月〇日まで
(ただし、技術研修期間は 2025 年〇月〇日から 2025 年〇月〇日まで)

頭書契約の実施について、独立行政法人国際協力機構東京センター（以下「委託者」という。）と（法人格）団体名（以下「受託者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第 1 条 本契約は、本契約書本体のほか、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 研修委託契約約款（ただし、本契約書本体により変更される部分を除く。）
- (2) 附属書Ⅰ「業務実施要領」
- (3) 附属書Ⅱ「経費内訳書」

（監督職員）

第 2 条 研修委託契約約款第 5 条に定める監督職員は、東京センター人間開発・計画調整課長の職位にある者とする。

（研修委託契約約款の変更）

第 3 条 本契約において、研修委託契約約款のうち、次に掲げる条項については、同約款の規定によらず、次の各号のとおり変更するものとする。

(1) 第 1 条（総則）

第 1 項において、「委託者は、契約書本体頭書の契約金額（以下「契約金額」という。）を上限として、附属書Ⅱ「経費内訳書」（以下「経費内訳書」という。）に定められた対価を受託者に支払うものとする。」を「委託者は、契約書本体頭書の契約金額（以下「契約金額」という。）を受託者に支払うものとする。」に変更する。

(2) 第 5 条（監督職員）

第2項第6号において、「経費内訳書」を「附属書Ⅱ「経費内訳書」」に変更する。

(3) 第7条(概算払)

本条を削除する。

(4) 第9条(請求金額の確定及び精算)

本条を以下のとおり修正する。

第9条(請求金額の確定及び精算)

受託者は、前条第3項に定める検査の結果について合格通知を受けたときは、委託者に契約金額の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項による請求を受けたときは、請求書を受領した日から起算して30日以内に支払を行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、委託者は、受託者の支払請求を受けた後、その内容の全部又は一部に誤りがあると認めるときは、その理由を明示して当該請求書を受託者に返付することができる。この場合における当該請求書を返付した日から是正された支払請求書を委託者が受領した日までの期間の日数は、前項に定める期間の日数に算入しないものとする。

(5) 第10条(履行遅滞の場合における損害の賠償)

第4項を削除する。

(6) 第11条(帳簿等の整備)

本条を削除する。

(7) 第17条(天災その他の不可抗力の扱い)

第7項において、「、第3項(利息に関する部分を除く。)」を削除する。

(8) 第18条(委託者の解除権)

第3項を削除する。

(9) 第19条(委託者のその他の解除権)

第2項において、「及び第3項」及び「ただし、前条第3項の規定のうち、利息に関する部分については、これを準用しない。」を削除する。

(10) 第20条(受託者の解除権)

第2項において、「、第3項」及び「ただし、第18条第3項の規定のうち、利息に関する部分については、これを準用しない。」を削除する。

本契約の証として、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印の上、各自1通

を保持する。

2025年〇〇月〇〇日

委託者

東京都渋谷区西原2-49-5

独立行政法人国際協力機構

東京センター

契約担当役

所長 紺屋 健一

受託者

(団体住所)

(団体名)

(代表者役職名) 〇〇 〇〇

様式 2. 研修委託契約約款

下記ウェブサイトに掲載の「研修委託契約約款（2022年4月版）」のとおり。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

様式 3. 附属書Ⅰ 業務実施要領

下記ウェブサイトに掲載の「附属書Ⅰ 業務実施要領」の様式のとおり。「第2 業務の内容」は本企画競争説明書「第2 4. 業務の内容」に記載の業務を想定しますが、単年度毎に契約交渉により確定します。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

様式 4. 附属書Ⅱ 経費内訳書

下記ウェブサイトに掲載の積上方式見積書の経費内訳書の様式のとおり。契約交渉にて確定した経費の内訳を添付します。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

別添 様式集

様式 1. 業務総括者の経験・能力

様式 2. 研修詳細計画書

様式 3. 質問書